



宮 崎 県 公 報

平成22年11月22日（月曜日） 第 2237 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定予定の通知（6件）……………（自然環境課）1	

○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課）2	
○道路の供用の開始（3件）……………（ ” ）2	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………（商業支援課）3	

告 示

宮崎県告示第 828号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高野町3131（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 829号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市野尻町紙屋字五反田1204-12、1204-16、1209
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字五反田1204-12・1204-16・1209（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 830号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木大字鳥田町字白坂2748-18、2762-1、字堂屋敷3018-7、3018-16、3018-28
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 831号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字田出原 794から 796まで

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字田出原 794・795（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 832号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区神門字古畑 1737、1738、1758
 2 指定の目的 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字古畑1737・1738・1758（以上 3 筆について、次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 833号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字水之元5151-2
 2 指定の目的 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 834号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月22日から平成22年12月 6 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字板屋5385番1地	旧	6.0 ~ 8.0	13.0
			先から同郡同町同大字同字5385番1地先まで	新	8.0 ~ 8.2	

宮崎県告示第 835号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月22日から平成22年12月 6 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
209	県道	上長川日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字早稲藪2870番9地先から同郡同町同大字同字2870番9地先まで	旧	9.2 ~ 23.8	91.6
				新	19.4 ~ 32.2	

宮崎県告示第 836号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月22日から平成22年12月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道327号	日向市東郷町山陰字切瀬丙570番2地先から同市同町山陰同字丙582番1地先まで	平成22年11月30日

宮崎県告示第837号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月22日から平成22年12月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字板屋5385番1地先から同郡同町同大字同字5385番1地先まで	平成22年11月22日

宮崎県告示第838号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月22日から平成22年12月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川日之影	西臼杵郡日之影町大字	平成22年11月22日

線

岩井川字早稲藪2870番9地先から同郡同町同大字同字2870番9地先まで

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)生活協同組合コープみやざき日南王子店
日南市吾田西1丁目730番地4
- 意見の概要
 - 店舗出入口は、地域住民や社会福祉施設の生活道路及び近隣小・中学校、高等学校の通学路であることから、歩行者等に対する交通安全の確保を図ること。
特に、出入口から交差点までの距離が近いため、交通渋滞・交通事故が発生することのないよう努めること。
 - 民家や社会福祉施設に隣接しているため、騒音及び夜間照明対策を図ること。特に、早朝・夜間の騒音対策には万全を期すこと。
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
平成22年11月22日から平成22年12月22日まで